

議案第32号

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の改定をするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考																						
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 (略) 4 (略) 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,440円</u></td><td><u>13,320円</u></td><td>14,200円</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 (略) 4 (略) 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,500円</u></td><td><u>13,350円</u></td><td>14,200円</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	
階級		勤務年数																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																					
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円																					
階級	勤務年数																							
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																					
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																					

現 行				改 正 後				備 考
分団長 及び副 分団長	10,670 円	11,550 円	12,440 円	分団長 及び副 分団長	10,800 円	11,650 円	12,500 円	
部長、 班長及 び団員	8,900円	9,790円	10,670 円	部長、 班長及 び団員	9,100円	9,950円	10,800 円	
備考 1 (略) 2 (略)				備考 1 (略) 2 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日 から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第5条第2項及び別表 の規定は、この条例の施行の日以 後に支給すべき事由の生じた損害 補償並びに同日前に支給すべき事 由の生じた同日以後の期間に係る 傷病補償年金、障害補償年金及び 遺族補償年金（以下この項におい て「傷病補償年金等」という。）に ついて適用し、同日前に支給すべ き事由の生じた損害補償（傷病補 償年金等を除く。）及び同日前に支 給すべき事由の生じた同日前の期 間に係る傷病補償年金等について は、なお従前の例による。				